

○逗子市の良好な都市環境をつくる条例(平成4年条例第18号)新旧対照表 (改正部分の抜粋)

| 現行 | 改正後 (案) | 改正理由 |
|--|---|---|
| <p>逗子市の良好な都市環境をつくる条例</p> <p style="text-align: right;">平成4年6月25日 逗子市条例第18号</p> <p>第1章 総則</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 環境影響評価 対象事業の実施が自然環境に及ぼす影響について事前に評価(予測調査を含む。)することをいう。</p> <p>(2) 対象事業 <u>次のいずれかに該当する土地の区画形質の変更</u>、木竹の伐採又は移植その他の規則で定める行為で、自然環境に著しい影響を及ぼすおそれのあるものとして規則で定める要件に該当するものをいう。</p> <p><u>ア 区画を変更するもの。ただし、分合筆等単なる権利変動によるものを除く。</u></p> <p><u>イ 切土又は盛土を行うもの。ただし、都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条に規定する建築物又は特定工作物の建築又は建設と密接不可分と認められる基礎打ち、土地の掘削等を除く。</u></p> <p><u>ウ 規則で定める宅地以外の土地をイの建築物又は特定工作物の建築又は建設の敷地若しくは用地とするもの</u></p> <p>(3) 事業者 対象事業を実施する者(都市計画法の規定により対象事業が都市計画に定められる場合にあつては当該都市計画を定める者、第7条第1項に規定する評価書案の提出時期において対象事業</p> | <p>逗子市の良好な都市環境をつくる条例</p> <p style="text-align: right;">平成4年6月25日 逗子市条例第18号</p> <p>第1章 総則</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 対象事業 <u>都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為</u>、木竹の伐採又は移植その他の規則で定める行為で、自然環境に著しい影響を及ぼすおそれのあるものとして規則で定める要件に該当するものをいう。</p> <p>削除</p> <p>(3)・(4) (略)</p> | <p>開発の適用要件をまちづくり条例の記述と合わせる</p> <p>上記に伴いア～ウは記載の必要がなくなるため削除</p> |

を実施する者が定まっていない場合にあつては当該対象事業に係る計画を定める者)をいう。

- (4) 許認可等 法令又は条例に基づく許可、認可、特許、確認、承認その他これらに類する行為又は都市計画法の規定による都市計画の決定(変更を含む。)をいう。

第3章 環境影響評価の手続

(評価書案の提出等)

第7条 事業者は、対象事業を実施しようとするときは、前条第1項の評価指針に基づき、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)を作成し、当該対象事業の許認可等の手続(複数の許認可等の手続を必要とする場合にあつては最初の手続、許認可等の手続を必要としない場合にあつては当該対象事業の実施)に先立ち、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 対象事業の名称
- (3) 対象事業の目的
- (4) 対象事業の位置、実施区域、規模、実施方法その他の内容
- (5) 評価指針に基づき配慮しようとする事項及びその措置の内容
- (6) 前号のほか、自然環境の保全の見地から配慮しようとする事項及びその期待される効果
- (7) 許認可等の手続を必要とする対象事業については、当該許認可等の種類及び内容

第3章 環境影響評価の手続

(評価書案の提出等)

第7条 事業者は、対象事業を実施しようとするときは、前条第1項の評価指針に基づき、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)を作成し、当該対象事業の許認可等の手続(複数の許認可等の手続を必要とする場合にあつては最初の手続、許認可等の手続を必要としない場合にあつては当該対象事業の実施)に先立ち、市長に提出しなければならない。

- (1)～(7) (略)

- (8) 関係区域(事業者が対象事業を実施しようとする区域及びその周辺区域で、当該対象事業の実施が自然環境に著しい影響を及ぼすおそれのある区域であつて、規則で定める区域をいう。以下同

事務の合理化のため、関係区域を示す図面を事業者から提出させ、

2 2以上の事業者が、1の対象事業又は相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合において、当該事業者のうちから代表者を定めたときは、当該代表者が、当該1の対象事業について、又は当該2以上の対象事業を合わせて、前項の規定により評価書案を作成し、提出することができる。

(関係区域の決定等)

第8条 市長は、前条第1項の規定による評価書案の提出があった日の翌日から起算して7日以内に、関係区域(事業者が対象事業を実施しようとする区域及びその周辺区域で、当該対象事業の実施が自然環境に著しい影響を及ぼすおそれのある区域であつて、規則に定める区域をいう。以下同じ。)を定めなければならない。

2 市長は、関係区域を定めたときは、速やかにその旨を事業者(前条第2項の規定により代表者が評価書案を作成し、提出したときは、当該代表者。以下この章及び次章において同じ。)に通知しなければならない。

3 市長は、関係区域を定めるときは、遅滞なく当該関係区域の範囲及び前条第1項の規定により提出された評価書案の概要を公示し、当該評価書案を公示の日の翌日から起算して20日間、規則で定めるところにより縦覧に供しなければならない。

(説明会の開催等)

第9条 事業者は、評価書案の内容を関係人(関係区域に住所を有する者又は関係区域に事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体をいう。以下同じ。)に周知させるため、前条第3項に規定する縦覧期間内に説明会を開催するほか、当該評価書案の要旨を記載した書類の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

じ。)を示す図面

2 (略)

(評価書案の告示)

第8条
削除

削除

市長は_____、遅滞なく_____前条第1項の規定により提出された評価書案の概要を公示し、当該評価書案を公示の日の翌日から起算して20日間、規則で定めるところにより縦覧に供しなければならない。

(説明会の開催等)

第9条 事業者は、評価書案の内容を関係人(関係区域に住所を有する者又は関係区域に事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体をいう。以下同じ。)に周知させるため、前条_____に規定する縦覧期間内に説明会を開催するほか、当該評価書案の要旨を記載した書類の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

市が確認する方式とする

上記に伴う改正

上記に伴う改正

上記に伴う改正

2 事業者は、前項の説明会を開催する日時、場所その他の事項及び同項の規定による周知のための措置を、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

3 事業者は、市長が前条第3項に規定する縦覧期間内に説明会を開催することが困難であると認める正当な理由があるときは、第1項の規定にかかわらず、当該縦覧期間を経過した後であっても、説明会を開催することができる。

4 事業者は、第1項又は前項に規定するところにより説明会を開催したときはその実施状況を、第1項又は前項の規定にかかわらず、説明会を開催しなかったときはその旨及び理由を市長に報告しなければならない。

(意見書の提出等)

第10条 市民は、第8条第3項の規定により縦覧に供された評価書案の内容について、同項に規定する公示の日から起算して30日以内に、自然環境保全上の見地から意見書を作成し、市長に提出することができる。

2 市長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、その写しを事業者に送付しなければならない。

(公聴会の開催等)

第11条 市長は、第7条第1項の規定により提出された評価書案の内容について関係人その他関係区域に利害関係を有する者の意見を聴くため、公聴会を開催する必要があると認めるときは、第8条第3項に規定する縦覧期間を経過した後、これを開催するものとする。

2 市長は、前項の規定により公聴会を開催しようとするときは、その日時、場所その他必要な事項を、開催予定日の10日前までに公示しなければならない。

2 (略)

3 事業者は、市長が前条_____に規定する縦覧期間内に説明会を開催することが困難であると認める正当な理由があるときは、第1項の規定にかかわらず、当該縦覧期間を経過した後であっても、説明会を開催することができる。

4 (略)

(意見書の提出等)

第10条 市民は、第8条_____の規定により縦覧に供された評価書案の内容について、同条に規定する公示の日から起算して30日以内に、自然環境保全上の見地から意見書を作成し、市長に提出することができる。

2 (略)

(公聴会の開催等)

第11条 市長は、第7条第1項の規定により提出された評価書案の内容について関係人その他関係区域に利害関係を有する者の意見を聴くため、公聴会を開催する必要があると認めるときは、第8条_____に規定する縦覧期間を経過した後、これを開催するものとする。

2～4 (略)

上記に伴う改正

上記に伴う改正

上記に伴う改正

| | | |
|--|---|--------------|
| <p>3 市長は、第1項の規定により公聴会を開催したときは、その記録を作成し、その写しを事業者に送付しなければならない。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、公聴会について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(指導、勧告及び公表)</p> <p>第30条 市長は、事業者が次の各号の一に該当するときは、当該事業者に対し、必要な指導又は勧告をしなければならない。</p> <p>(1) この条例に定める手続の全部又は一部を行わなかったとき。</p> <p>(2) <u>第20条第1項</u>の規定に違反して、対象事業を実施したとき。</p> <p>(3) 第28条の2の規定による評価の結果、当該対象事業の実施と評価書との間に著しい差異があると認められたとき。</p> <p>2 市長は、事業者が前項の指導又は勧告に従わないときは、当該事実、第7条第1項第1号から第3号までに掲げる事項その他市長が必要があると認める事項を公表することができる。</p> | <p>(指導、勧告及び公表)</p> <p>第30条 市長は、事業者が次の各号の一に該当するときは、当該事業者に対し、必要な指導又は勧告をしなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第20条</u> _____ の規定に違反して、対象事業を実施したとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> | <p>字句の整理</p> |
|--|---|--------------|